

Client Alert

14 June 2019

米国司法省、虚偽請求取締法の指針を公表

本アラートに 関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

2019年5月7日、米国司法省民事局は、虚偽請求取締法の訴訟担当者に対する指針（以下「本指針」）を公表した。同法は、米国政府発注業務の報酬を不正に請求するなど政府に対する虚偽の申告に対し、政府が民事訴訟によって被害を回復するための制度である。同法により、虚偽請求をした企業又は個人は、5,000ドル以上10,000ドル以下の民事制裁金に加えて、政府の被害額の3倍の金額を支払う責任を負う。政府に対する不正行為に関する損害訴訟で、司法省の調査に協力することで被告にクレジットが与えられることが司法省のマニュアルで定められていたが、本指針は、与えられるクレジットや考慮される協力の内容をより具体的に同マニュアル中に定めた。

本指針によれば、クレジットを獲得するためには、①不正行為の自主的な開示、②進行中の調査における協力、③違反に対する是正手段の実施の3つの方法がある。

①不正行為の自主的な開示

企業又は個人は、司法省民事局に対し、自主的に不正行為についての開示を行うことによって、クレジットを獲得することができる。さらに、仮に政府が既に調査を開始している場合であっても、調査の範囲外の不正行為であっても、政府には認知されていないものを自主的に開示することによって、クレジットを獲得することができる。

②進行中の調査における協力

企業又は個人は、進行中の調査に協力することによっても、クレジットを獲得することができる。協力の形は様々であるが、例として、

- 既存の商慣行又は法的要求の範囲を超えて関連文書及び情報を保存、収集及び開示すること、
- 関連情報や行為を認識している個人を特定すること、
- 情報を元の形態で提供し、もし特別又は独自の技術が必要な場合、当該情報の閲覧及び評価を補助すること
- 等があげられている。法律や命令などにより強制される行為は協力には含まれない。



③違反に対する是正手段の実施

虚偽請求取締法違反に対して企業がとった是正手段も考慮される。是正手段の例として、

- 根本的な行為の原因の徹底した分析を実施すること、
- 再発防止のためにコンプライアンス・プログラムを実施又は改善すること、
- 不正行為に責任がある者を適切に処罰又は更迭すること

等があげられている。

司法省は、クレジットを与えることについて裁量を有しており、多くの場合、クレジットは3倍賠償及び民事制裁金の減額の形で与えられる。加えて、司法省民事局は、企業又は個人の自主的な開示、協力又は是正手段を関係当局に通知し、当該当局が行政的措置を決定する際にこれらの行為を考慮できるようにしたり、これらの行為を公表したりすることができる。

以上のように、本指針は、虚偽請求取締法の調査において司法省にどのように協力し、どのような社内対応を行えばクレジットが得られるかを示しており、企業としては、本方針を踏まえた上で、コンプライアンス体制の構築を行い、有事の調査対応を行う必要がある。